

安全保障理事会決議 1795 (2008)

2008年1月15日、安全保障理事会第5820回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールの情勢に関する、安保理の従前の諸決議、とりわけ決議 1739 (2007) および 1765 (2007)、並びに安保理議長の前記の諸声明を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2007年3月4日にワガドゥグにおいて、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により調印された合意（以下「ワガドゥグ政治合意」という、S/2007/144）を安保理が支持したこと、また、首相としてのギョーム・ソロ氏の指名を支援したことを想起し、

とりわけ、ワガドゥグ政治合意の調印に導いたコートジボワールの諸勢力間の直接対話を促進するための継続的取組について、西アフリカ共同体 (ECOWAS) 議長のブルキナ・ファソのブレイズ・コンパオレ大統領（以下「仲介者」という）に安保理の感謝の念を再び表明し、コートジボワールの平和および安定を促進するアフリカ連合と ECOWAS の継続的な取組を賞賛しまた奨励し、そして、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

力による、とりわけ 2007年6月29日に Bouake でコートジボワールの首相、ギョーム・ソロ氏に対して行われた数名の死者をもたらした攻撃、による和平プロセスの安定を乱す試みに対し安保理の強い非難をくり返し表明し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、

2008年1月31日付の事務総長報告書 (S/2008/1) に留意し、

コートジボワールにおけるすべての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) およびコートジボワールの武力紛争の当事者に関係がある子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会とその後の結論 (S/2007/93) を想起し、

また、女性、平和および安全保障に関する安保理決議 1325 (2000) 並びに武力紛争における文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) を想起し、

2007年5月11日の評価監視委員会と仲介者との会合において当事者により合意されたように仲介者と同国の政治勢力が共にワガドゥグ政治合意の履行を行う国際的な諮問機関の設置を歓迎し、また、オブザーバーとして、評価監視委員会の会合にこの機関が参加する重要性を強調し、また、それはいつでも仲介者により諮問されることを想起し、

2007年7月18日の援助国会合の成功を歓迎し、コートジボワール政府および大統領並びに議会選挙を実施するための選挙機関の能力を強化するための国際連合システムおよび国際社会の継続的支援の重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章の下に行動して、

1. ブルキナ・ファソのブレイズ・コンパオレ大統領の仲介の下、2007年11月28日にワガドゥグにおいてローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により調印された補足協定第2および第3（以下「補足協定」とする）を歓迎する。

2. この点に関するアフリカ連合の勧告に留意し、補足協定を支持し、コートジボワールの当事者に対し、補足協定とワガドゥグ政治合意の完全かつ誠実に、彼らの取組を倍加することをコートジボワールの当事者に求めているこれらの合意に設定された修正された時間的枠組の範囲内で履行することを求め、また、国際社会に対し、この取組を継続的支援をもたらすことを奨励する。
3. 仲介者に対し、和平プロセスの支援にする彼の継続取組を賞賛し、コートジボワールの当事者に対し更なる確固たる進展、とりわけ住民の身元特定および有権者の登録、民兵組織の武装解除と動員解除、武装解除、動員解除および社会復帰計画、防衛と治安軍の統一と再構築ならびに全土にわたる国家権威の回復、を奨励する。
4. ワガドゥグ政治合意および 2007 年 11 月 28 日の補足協定において設定された時間的枠組の範囲内で開かれた、自由な、平等かつ透明性のある選挙のコートジボワールでの実施を支援するために、決議 1739 (2007) で決定されたような、国際連合コートジボワール活動およびそれを支援するフランス軍の職務権限を 2008 年 7 月 30 日まで更新することを決定する。
5. UNOCI に対し、既存の資金と職務権限の範囲内で、ワガドゥグ政治合意および補足協定第 3 の全面的履行を支援することを要請する。
6. あらゆる関係当事者に対し、女性と子どもの状況を継続的に監視し報告することを含む、紛争後の復興ならびに復旧の局面におけるワガドゥグ政治合意の履行において、女性と子どもの保護に取り組むことを保証することを求める。
7. ワガドゥグ政治合意の署名者に対し、国際連合システムの支援で、避難民の自発的機関、再定住、社会復帰および安全を保証することを含む、脆弱な文民を保護するために必要な措置を講じること、およびこの観点からワガドゥグ政治合意および国際人道法の下での義務に従った公約を果たすことをまた招請する。
8. UNOCI およびそれを支援するフランス軍の職務権限、ならびに UNOCI の部隊水準を、和平プロセスの主要な段階の実施において達成された進展に照らして、2008 年 7 月 30 日までに再検討する安保理の意図を表明し、また、事務総長に対し、この日付から 3 週間前までにこれらの主要な段階に関する報告書を提出することを要請する。
9. コートジボワール事務総長特別代表の取組に対し安保理の全面的支援を与え、彼は選挙過程のあらゆる段階において、国際基準に従って、開かれた、自由な、平等かつ透明性のある大統領選挙が行われるために必要なあらゆる保証を与えることを保証すべき事を想起する。
10. 事務総長に対し、とりわけ有権者の登録を含む選挙過程の準備に関して定期的に報告し続けること、および特に 2008 年 4 月 15 日までにこの点に関する報告書を提出することを要請し、UNOCI による、この任務を遂行するための特別代表を支援するための認証支援担当の設置を歓迎する。
11. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNOCI における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。
12. ワガドゥグ政治合意の第 8 項 1 および補足協定の第 8 項と第 9 項を含むワガドゥグ政治合意および補足協定の条項の重要性を想起し、コートジボワールの政治勢力に対し、選挙過程に関する主要な難題について、仲介者の調停に依拠するよう促す。
13. 仲介者に対し、コートジボワールにおける危機を解決するための過程を支援し続けることを奨励し、

また、UNOCI に対し、適切な場合および彼の要請で、仲介者の援助を含む、ワガダグ政治合意の第 8 項 1 および補足協定第 3 の第 8 項と第 9 項の規定に従い彼の仲裁の役割の実施を促進するよう、彼およびアビジャンにおける彼の特別代表のブーレイマ・バディーニ氏への支援し続けることを、要請する。

14. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。